公益財団法人とよなか国際交流協会 評議員費用規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人とよなか国際交流協会(以下「協会」という。)の定款第16条の 規定に基づき、評議員が協会の会議に出席した場合に支給する費用に関して必要な事項を定めるもの とする。

(支給額)

第2条 評議員に対する報酬は無給とする。ただし、別表に定める交通費を支給することができる。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、費用の取り扱いについて必要な事項は評議員会において定める。

別表

	交通費として 1,000 円 (1 日あたり)
支給額	ただし、実際にかかった交通費に過不足がある場合でもその差額分を清算しない
	ものとする。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 号第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益財団法人とよなか国際交流協会 理事・監事費用規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人とよなか国際交流協会(以下「協会」という。)の定款第29条の 規定に基づき、理事及び監事が協会の会議に出席した場合に支給する費用に関して必要な事項を定め るものとする。

(支給額)

第2条 理事及び監事に対する報酬は無給とする。ただし、別表に定める交通費を支給することができる。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、費用の取り扱いについて必要な事項は評議員会において定める。

別表

	交通費として 1,000 円 (1 日あたり)
支給額	ただし、実際にかかった交通費に過不足がある場合でもその差額分を清算しない
	ものとする。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。